

令和4年安曇野市議会 3月定例会 提案説明書

目次

報告第1号	1
報告第2号	2
議案第1号	3
議案第2号	4
議案第3号	5
議案第4号	6
議案第5号	7
議案第6号	8
議案第7号	10
議案第8号	11
議案第9号	12
議案第10号	13
議案第11号	14
議案第12号	15
議案第13号	16
議案第14号	23
議案第15号	26
議案第16号	27
議案第17号	29
議案第18号	30
議案第19号	31
議案第20号	32
議案第21号	33
議案第22号	34
議案第23号	35
議案第24号	37
議案第25号	39
議案第26号	50
議案第27号	53
議案第28号	55
議案第29号	59
議案第30号	60
議案第31号	61
議案第32号	62
議案第33号	63
議案第34号	64
議案第35号	65
議案第36号	66
議案第37号	69
議案第38号	73
議案第39号	74
議案第40号	75
議案第41号	76
議案第42号	77

報告第1号

債権放棄の報告について（夜間急病センター診療費自己負担金に係る債権）

安曇野市債権管理条例第6条第1項の規定により、夜間急病センター診療費自己負担金に係る債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告する。

本日提出、市長名でございます。

次のページ、別紙様式をお願いいたします。

3 債権を放棄した事由、件数、額等について説明いたします。

安曇野市債権管理条例の第6条第1項第1号に該当する債権は、徴収が著しく困難又または不相当と認めたもので、合計で2件、1万4,410円の債権放棄でございます。

4 時効の根拠及び時効期間は、改正前の民法第170条第1号に基づき、3年でございます。

以上でございます。

報告第 2 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について、ご説明します。

本日提出、市長名でございます。

別紙をお願いいたします。

専決処分書

安曇野市堀金三田 2603 番 1 先の市道堀金 1425 号線における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 12 月 14 日付けです。

1 和解の相手方

市内に事務所のある法人であります。

2 事故の概要

令和 3 年 9 月 17 日 被害者の貨物自動車は配達業務のため市道を通行中、対向車とすれ違い時に道路左側に寄ったところ、道路上の縞鋼板を跳ね上げ、その端部により助手席側のフェンダー等車体を損傷したものです。

3 和解の内容

本事故の原因は道路管理者の安全管理不備によるため、安曇野市の過失を 100% とし、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 157,179 円を賠償するものです。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認しました。

以上でございます。

議案第1号

「組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例」について、ご説明いたします。

令和4年4月1日からの組織改編に伴い、安曇野市組織条例をはじめ規定中の部等の名称変更など、影響を受ける条例の改正を行うものです。

改正の対象となる条例は以下の通りです。

- 1 安曇野市組織条例
- 2 安曇野市行政改革推進委員会設置条例
- 3 安曇野市職員定数条例
- 4 安曇野市穂高健康支援センター条例
- 5 安曇野市介護保険条例
- 6 安曇野市消防委員会条例

なお、職員定数条例につきましては、実施機関等の改編に伴い定数を改正するものです。

附則でございます。

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

本日提出、市長名です。

議案第2号

「安曇野市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例」について、ご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会の職務権限とされている「スポーツに関すること」を、市長が管理及び執行するための特例を定める条例を制定するものです。

附則でございます。

この条例は、令和4年4月1日から施行するとともに、以下の条例につきまして、実施機関等を教育委員会から市長に改正し、必要な経過措置を設けるものです。

- 1 安曇野市都市公園条例
- 2 安曇野市体育施設条例
- 3 安曇野市スポーツ推進審議会条例

本日提出、市長名です。

議案第3号

「市長の権限に属する事務の委任に関する関係条例の整理に関する条例」について、ご説明いたします。

教育部に「子ども家庭支援課」及び「こども園幼稚園課」を新設するにあたりまして、市長の権限に属する事務を教育委員会に委任するため、関係する条例の実施機関等を市長から教育委員会に改正するものです。

改正の対象となる条例は以下の通りです。

- 1 安曇野市児童館条例
- 2 安曇野市児童遊園条例
- 3 安曇野市保育所条例
- 4 安曇野市児童クラブ利用者負担金条例
- 5 安曇野市子ども・子育て会議条例
- 6 安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 7 安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 8 安曇野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 9 安曇野市立認定こども園条例

附則でございます。

この条例は、令和4年4月1日から施行するとともに、各条例につきまして、必要な経過措置を設けるものです。

本日提出 市長名です。

議案第4号

「安曇野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

子育て世帯の医療費負担軽減を図るため、福祉医療費給付事業のうち乳幼児等の資格要件を15歳到達年の年度末から、18歳到達年の年度末まで拡大するものです。

改正の内容です。

第2条中の乳幼児等の資格年齢の15歳を18歳といたします。

また、18歳拡大に伴い、第1条、第2条及び第8条の資格の用語を「乳幼児等」から「児童」に変更いたします。

次に、語句の追加・修正です。

第8条第5項、第6項については、支給決定後の項目であることから、第9条の第2項、第3項に移し、追加いたします。

附則として、令和4年4月1日から施行すること、及び、施行するために必要な準備行為は、条例の施行前においても行うことができるとするものです。

本日提出、市長名でございます。

議案第5号

「安曇野市個人情報保護条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

本改正案は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部施行により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が令和4年4月1日に廃止となるため、条例の引用規定を改正し、あわせて字句整理を行うものです。

附則でございます。

この条例は、令和4年4月1日から施行するとともに、安曇野市情報公開条例の条文を見直し、字句整理を行うものです。

本日提出 市長名です。

議案第6号

「安曇野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明します。

本改正は、一般職の非常勤職員つまり会計年度任用職員が育児休業を取得する場合の必要な事項について、令和3年の人事院勧告に基づく改正内容を含め、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき明文化するものです。

それでは、改正の概要について ご説明します。

第2条第3号は、育児休業を取得できる職員として会計年度任用職員の規定を追加するものです。

第2条の2は、養育里親である職員に委託されている児童も、育児休業取得の対象とする規定を追加するものでございます。

第2条の3は、育児休業が満了する日を定めたもので、第1号では1歳到達日、第2号では1歳2か月到達日、第3号では1歳6か月到達日を最終日としています。

第2条の4は、事情を考慮して特に認める場合は2歳に達するまで育児休業を認めることができる規定です。

第3条第1号、第2号及び第7号は、特別の事情として育児休業を認められる場合を具体的に明示したものです。

第10条につきましては、育児休業と同様に、特別の事情として育児短時間勤務を認められる場合を具体的に明示したものです。

第14条につきましては、育児短時間勤務の承認が失効した後も、引き続き育児短時間勤務ができる特別な事情を位置付けるものです。

第17条から第18条については、部分休業をすることができない職員、部分休業の承認に係る規定を具体的に規定するものでございます。

第 21 条から第 22 条については、妊娠および出産等について申し出があった職員に対する個別の周知や意向確認や、育児休業を取得しやすい勤務環境整備に関する措置について新たに規定するものでございます。

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。
本日提出市長名であります。 以上でございます。

議案第7号

「安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

全国的に消防団員数が減少していることや、災害が多発化・激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、国が消防団員の報酬等の基準を策定したことにより改正を行うものです。

改正の内容です。

第8条関係、別表第2ですが、団員の年額を36,500円といたします。国から示された金額であり、地方交付税単価と同額でございます。

次に班長の年額を46,000円といたします。部長と団員との年額のバランスを考慮した金額といたします。

附則として、本条例は令和4年4月1日から施行いたします。

本日提出、市長名でございます。

議案第 8 号

「安曇野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

消防団員の確保が困難な状況にある中、消防団員の多年の労苦に応え、消防団活動を長期間安心して続けられるよう、公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令で定められている退職報償金の基準額に、市独自の加算金を加えて支給するための改正を行うものです。

改正の内容です。

第 2 条ですが、団長及び副団長については、1 度退団した後に再度入団される方が多く、1 期 2 年の任期ということを考慮し、勤務年数 2 年から 4 年の間も加算金の対象となるよう、「団長及び副団長については 2 年以上」を追加いたしました。

その他、第 2 条、第 3 条、第 6 条第 1 項第 1 号は字句の整理・訂正でございます。

次に、第 2 条関係、別表ですが、団長及び副団長は勤務年数 2 年から 30 年の間、分団長から団員は勤務年数 5 年から 30 年の間、改正前の 5 年刻みから 1 年刻みの支給額に改めます。

附則として、本条例は令和 3 年度の退団者から対象とするため、公布の日から施行いたします。

本日提出、市長名でございます。

議案第9号

「安曇野市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

本改正案は、男女だけにとどまらず、国籍や民族の違い、性的指向・性自認(性同一性)に関することも含めた施策を推進するため、所要の改正を行うものです。

この改正の背景には、性的マイノリティ等、多様な性への理解促進と支援が求められていること、また、日本人も、外国にルーツを持つ人も、共に豊かで安全に暮らせる多文化共生社会を築いていく必要性が高まっていることがあります。

このため、市の男女共同参画推進審議会や推進会議、市内の多文化共生支援団体、また、市にお問い合わせをいただいた市民の皆様などからご意見を伺い、この条例改正案をまとめました。

それでは、改正の概要についてご説明します。

条例名を、安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例に変更するものです。

前文及び第1条は、多様性を認め合い責任を分かち合い、自分らしく暮らせる共生社会を築くことという方向性と、条例設置の目的を示すものです。

第2条は、多文化共生、性別等の定義を追加するものです。

第3条から第7条は、基本理念並びに市、市民、事業所の責務など、共生社会づくりの取り組みに必要な基本的事項を変更するものです。

第8条は、差別的取扱いの禁止等に、国籍、民族等の異なる人々の文化的な違い、障がいの有無等による不当な差別的取扱いを追加するものです。

第16条は、「安曇野市男女共同参画推進審議会」を「安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり審議会」に改正し、条文の削除に伴い、第12条に繰り上げるものです。

附則でございます。

この条例は、令和4年4月1日から施行するとともに、経過措置を設けるものです。

本日提出 市長名です。

議案第 10 号

「安曇野市ふるさとづくり基金条例を廃止する条例」について、ご説明いたします。

安曇野市ふるさとづくり基金ですが、旧豊科町・旧堀金村の基金を原資とし、合併後はアルプス花街道事業の財源としてきましたが、全額を活用し終えたことから廃止するものです。

附則として、この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

本日提出 市長名です。

議案第 11 号

「安曇野市重度心身障害者福祉金に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

平成30年6月13日に成立した「民法の一部を改正する法律」により、令和4年4月1日から18歳と19歳は成人となることから、申請において親権に服する必要がある年齢を18歳未満に改正するもの、あわせて根拠法令と字句等の追加と修正を行うものです。

改正の内容です。

まず、親権に服する必要がある年齢に関して、第3条第1項第1号の年齢を18歳未満といたします。

次に、根拠法令の修正です。

その根拠をより明確にするため、第2条第1項を従来の厚生省通知または法律の施行規則から法律に変更致します。

次に、語句の追加・修正です。

第3条第2項に「申請者に」を追加、第7条と第8条第1項の末尾を「ことができる」に変更、第8条第1項第2号に「給付対象者」を追加、同条第2項に「又は同条第2項に規定する要件に該当するようになった」を追加いたします。

第9条第1項に「給付対象者」を追加、第10条第1項の「受給者」を「給付対象者」に変更、第10条第2項に「当該申請のあった年度の3月まで又は」を追加、第11条第2項第1号に「給付対象者が、給付日までに」を追加、第2号に「給付対象者が」を追加いたします。

附則ですが、民法の一部を改正する法律の施行にあわせて、「令和4年4月1日から施行する。」

本日提出、市長名でございます。

議案第 12 号

「安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

この条例改正の概要でございますが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、及び、地方税法等の一部改正により、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、納税義務者の属する世帯内に未就学児がいる場合に、当該未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割を 5 割減額し、その減額相当額を公費で支援する制度が創設されたことによるものです。

これに伴い、地方税法施行令に新設された減額基準に従い、同様の減額措置を行う必要があるため、条例において必要な事項を定めるものでございます。

また、併せて法改正に伴う項番号追加等による関係条文の整理、及びその他所要の整備を行うものです。

改正条項の主な内容でございます。

第19条の各号は、法規定の新設による整備や、字句の修正でございます。

次に、第19条に新設の第 2 項を加え、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割を 5 割減額する条文を、加えるものでございます。

第 1 号では、基礎課税額の均等割額について、世帯の区分に応じた減額、第 2 号では、後期高齢者支援金等課税額の均等割額について、世帯の区分に応じた減額を、それぞれ定めるものです。

続いて、第19条の 2 は、第19条に項番号が追加されることによる整備、また、附則の第 8 項から第19項の改正は、第19条に項番号の追加等による整備でございます。

最後に附則でございます。

施行期日、この条例は公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 1 号、第11条第 1 項、第19条及び第19条の 2 の改正規定、並びに附則第 8 項から第10項まで、及び第12項から第19項までの改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

経過措置、改正後の安曇野市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

本日提出 市長名であります。

議案第 13 号

令和 3 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 8 号）についてご説明いたします。

（補正予算の要旨）

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策など、緊急的に実施が必要な事業のほか、本年度の決算を見据えての、既存予算に対する過不足分などを補正し、繰越明許費や債務負担行為の追加等を行なうものであります。

それでは議案書によりご説明いたします。

（提出議案の説明）

令和 3 年度 安曇野市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17 億 1,900 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 491 億 1,800 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（ 款及び主な項の金額や、主な増減要素につきましては、後ほど 2 ページからの第 1 表に沿ってご説明いたします。 ）

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（ 繰越明許費につきましては、後ほど、5 ページの第 2 表でご説明いたします。 ）

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加、変更、廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（ 今回の補正では、債務負担行為の追加、変更、廃止をするものでありますが、後ほど 6 ページの第 3 表でご説明いたします。 ）

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加、変更は、「第4表 地方債補正」による。

今回の補正では、地方債の追加、変更をするものでありますが、後ほど7ページの第4表でご説明いたします。

本日提出 市長名であります。

[説明事項]

それでは、2ページをお願いします。予算額の増減につきまして、その主な内容を第1表 歳入歳出予算補正でご説明いたします。事項別明細書は予算説明書の14ページからであります。

それでは、まず歳入であります。

1款 市税 は、1億9,360万円の増額であります。

主な項目として、

1項 市民税で1億5,360万円の増額であります。

本年度の収納状況から、「法人市民税現年課税分」(1億5,000万円)の増額など、主なものであります。

11款 地方交付税 1項 地方交付税は、6億1,441万7千円の増額であります。

国の再算定による増額であります。

13款 分担金及び負担金 は、1億55万3千円の増額であります。

主な項目として、

2項 負担金で、9,000万3千円の増額であります。

令和3年8月豪雨災害に対する受益者負担として「耕地災害復旧事業負担金」であります。

14款 使用料及び手数料 は、150万円の増額であります。

主な項目として、

1項 使用料で655万1千円の増額であります。

実績見込みによる「霊園使用料」405万円など主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の16ページからとなります。)

15 款 国庫支出金 は、1 億 2,145 万円の増額であります。

主な項目としては、

2 項 国庫補助金で、1 億 3,206 万 5 千円の増額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 18 ページからとなります。)

国の補正予算による道路改良事業の実施分として「道路改良費補助金」(7,462 万 8 千円)の増額や、堀金総合体育館大規模改修工事の実施分として「社会体育施設整備事業」(4,692 万円)の増額など、主なものであります。

16 款 県支出金 は、3 億 3,664 万 5 千円の増額であります。

主な項目としては、

2 項 県補助金で、3 億 4,876 万 1 千円の増額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 20 ページとなります。)

令和 3 年 8 月豪雨災害に対する補助として「耕地災害復旧事業費補助金」(2 億 1,835 万 7 千円)の増額や、まん延防止等重点措置により実施する事業者支援金給付事業などに対する補助として「第 6 波対応事業者支援交付金」(1 億 835 万円)など、主なものであります。

17 款 財産収入 は、771 万 2 千円の増額であります。

主な項目としては、

2 項 財産売払収入で 912 万 7 千円の増額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 22 ページからとなります。)

市有地売払収入(912 万 7 千円)の増額など、主なものであります。

18 款 寄附金 1 項 寄附金は、140 万円の増額であります。

10 月末から 1 月中旬までの指定寄附で、全 3 件分として「指定寄附金」(40 万円)の増額、及び「企業版ふるさと納税」(100 万円)の増額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 24 ページからとなります。)

19 款 繰入金 2 項 基金繰入金は、4 億 6,759 万円の減額であります。

財源調整による「財政調整基金繰入金」(△4 億 6,800 万 3 千円)の減額など、主なものであります。

21 款 諸収入 は、311 万 3 千円の増額であります。

主な項目としては、

5 項 雑入で、387 万 9 千円の増額であります。

市制度資金の繰り上げ償還等による信用保証料の返還金として「制度資金保証料補給金返還金」(1,464 万 1 千円)の増額など、主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 26 ページからとなります。)

22 款 市債 1 項 市債は、8 億 620 万円の増額であります。

災害対応用排水ポンプ車の導入による「緊急自然災害防止対策事業」(6,080 万円)や、交付金の追加内示による堀金総合体育館大規模改修工事として「体育施設耐震補強事業(旧合併特例債)」(6 億 9,710 万円)など、主なものであります。

以上が歳入の概要であります。

つづきまして、3 ページをお願いします。歳出であります。

事項別明細書は予算説明書の 28 ページからであります。

主なものに限り説明します。

1 款 議会費 1 項 議会費は、631 万 9 千円の減額であります。

議員改選結果に伴う議員期末手当の減額など、「議会費」(△631 万 9 千円)の減額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 30 ページからとなります。)

2 款 総務費 は、3 億 8,387 万 9 千円の増額であります。

主な項目としては、

1 項 総務管理費で、4 億 3,614 万 7 千円の増額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 34 ページからとなります。)

国の補正予算による普通交付税の再算定に伴い、臨時財政対策債償還基金費分を減債基金へ積み立てるなど「基金積立金」(4 億 6,266 万 9 千円)の増額が主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 44 ページからとなります。)

3 款 民生費 は、1 億 8,814 万 8 千円の減額であります。

主な項目としては、

2 項 児童福祉費で、1 億 7,679 万 7 千円の減額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 50 ページからとなります。)

児童手当、児童扶養手当の確定などによる「児童福祉総務費」(△1 億 371 万 1 千円)の減額や、

(事項別明細書は予算説明書の 52 ページからとなります。)

保育士報酬の確定見込みによる「認定こども園管理費」(△5,921 万 9 千円)の減額が主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 56 ページからとなります。)

4 款 衛生費 は、5,087 万 5 千円の増額であります。

主な項目としては、

1 項 保健衛生費で、4,177 万 7 千円の増額であります。

医療従事者や高齢者施設入所者など、新型コロナワクチンの追加接種の前倒しによ

る「ワクチン予防接種事業」（3,602万3千円）の増額が主なものであります。

（事項別明細書は予算説明書の64ページからとなります。）

5款 労働費 1項 労働費は、4千円の増額であります。

ふるさとハローワークでの照会業務が増加したことに伴う電話料の増として「労働雇用対策事業」の増額であります。

（事項別明細書は予算説明書の66ページからとなります。）

6款 農林水産業費 は、904万4千円の増額であります。

主な項目としては、

1項 農業費で、1,845万6千円の増額であります。

（事項別明細書は予算説明書の68ページからとなります。）

国の経営体育成支援事業による農業用機械等支援補助として「担い手支援事業」（4,128万7千円）の増額が主なものであります。

（事項別明細書は予算説明書の74ページからとなります。）

7款 商工費 1項 商工費は、2億7,761万2千円の増額であります。

まん延防止等重点措置による事業者への経済支援として、1事業者あたり10万円を支援する「新型コロナウイルス感染症対策事業」（2億6,300万円）の増額や、

（事項別明細書は予算説明書の76ページからとなります。）

コロナ禍における消費喚起として、観光事業者等による市内誘客に対する助成経費として「新型コロナウイルス感染症対策宿泊施設関連支援事業」（3,600万円）の増額が主なものであります。

（事項別明細書は予算説明書の80ページからとなります。）

8款 土木費 は、2,107万5千円の減額であります。

主な項目としては、

4項 都市計画費で、8,203万5千円の減額であります。

（事項別明細書は予算説明書の84ページからとなります。）

新総合体育館の備品購入費の確定による「新総合体育館建設事業」（△4,740万円）の減額や、下水道事業繰出金の確定による「下水道事業」（△4,805万9千円）の減額など、主なものであります。

（事項別明細書は予算説明書の88ページからとなります。）

9款 消防費 1項 消防費は、1,728万8千円の減額です。

新型コロナウイルス感染症によるポンプ操法等訓練中止による報償費の確定など「非常備消防費」（△1,577万円）の減額が主なものであります。

（予算書は4ページ、事項別明細書は予算説明書の90ページからとなります。）

10 款 教育費 は、9 億 3,001 万 6 千円の増額であります。

主な項目としては、

6 項 保健体育費で、8 億 7,464 万 3 千円の増額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 100 ページからとなります。)

国の補正予算に伴う交付金の追加内示により実施となる堀金総合体育館大規模改修工事として「社会体育施設管理費」(8 億 7,470 万 3 千円)の増額が主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 104 ページからとなります。)

11 款 災害復旧費 2 項 農林水産施設災害復旧費は、3 億 40 万円の増額であります。令和 3 年 8 月豪雨災害により被災した豊科光頭首工及び重光堰頭首工の復旧工事費として「耕地災害復旧事業」の増額であります。

以上が歳出の概要であります。

つづきまして、一般会計全体における職員給与関係の補正内容についてご説明します。

予算書 106 ページの給与費明細書をご覧ください。

まず、特別職については、給与費の確定などにより、合計で 1,011 万 1 千円の減額であります。

つづいて一般職ですが、直近の人事異動によるものや、不要額の減額などが主なものであります。

補正額は、報酬が 7,060 万 7 千円の減額、

給与が 20 万円の増額、

職員手当が 3,426 万 1 千円の減額、

共済費が 20 万円の増額であります。

合計では、1 億 446 万 8 千円の減額であります。

それでは、予算書 5 ページ 第 2 表をご覧ください。

繰越明許費であります。

主なものとして、

国の交付金など、追加内示による事業実施分として「市道新設改良事業(交付金)」や「道路橋梁修繕事業(交付金)」、また、小・中学校の改修事業によるものや、「堀金総合体育館大規模改修工事」などの繰越や、新型コロナウイルス感染拡大への経済支援として事業実施をする「飲食店等応援給付金等事業(第 6 波事業者支援金給付)」や「宿泊施設応援給付金等事業(安曇野あんしん旅キャンペーン)」などの繰越など、合計 16 事業を補正するものであります。

以上、繰越明許費をお願いするものであります。

それでは、議案の6ページの第3表をご覧ください。

債務負担行為補正であります。

追加が8件、変更が1件、廃止が1件であります。

事業の早期着手のため、年度内契約を必要とする「堀金支所空調機更新工事」や「第4弾宿泊施設応援券作成換金業務」などの補正や、事業補助が複数年となるために必要な「生産設備取得事業（令和3年度第4期追加分）」の補正、また、本年4月の実施に向け、年度内契約が必要である「マウンテンバイクコースオープニングイベント業務」など、今年度から複数年契約となる8事業について債務負担行為を追加するものであります。

また、本年度当初予算において設定をした「地域経済牽引企業工場用地取得事業」について、補助額の変更により、限度額を増やすものとして、債務負担行為を変更します。

また、12月議会に提出し、7号補正としてお認め頂いた「プレミアム付商品券事業」について、事業計画の見直しにより、債務負担行為を廃止します。

つづきまして、予算書7ページの第4表をご覧ください。地方債補正であります。2件の追加と6件の変更を補正するものであります。

追加については、国の補正による交付金の追加内示により、道路等整備事業の追加実施による「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（土木費）」や、堀金総合体育館大規模改修工事の実施による「学校教育施設等整備事業債（教育債）」であります。

変更の主なものについては、災害対応用排水ポンプ車導入などによる「緊急自然災害防止対策事業債（土木債）」や、堀金総合体育館大規模改修工事の実施による「旧合併特例事業債（教育債）」など、合せて6件の補正であります。

以上により、市債の補正額は8億620万円の増額となり、補正後の発行予定額は39億8,989万6千円となります。

説明は以上であります。

議案第 14 号

令和 3 年度 安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

令和 3 年度 安曇野市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 4,014 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 98 億 2,166 万 6 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日提出 市長名であります。

議案書の 2 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正の、歳入からご説明いたします。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

1 款 国民健康保険税 補正額は、1 億 6,801 万 7 千円の増額で、主なものは、一般被保険者の国民健康保険税の増額であります。

3 款 国庫支出金 補正額は、224 万 9 千円の増額で、主なものは、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免見込み分のうち、その 10 分の 6 を特例補助金として補助を受けるものでございます。

4 款 県支出金 補正額は、2 億 5,701 万 2 千円の減額で、主なものは、歳出の保険給付費の減額に伴う普通交付金の減額であります。

5 款 財産収入 補正額は、5 万 2 千円の増額で、基金積立金利子収入の増額であります。

6 款 繰入金 補正額は、2 億 1,078 万 9 千円の減額です。

1 項 他会計繰入金は、一般会計繰入金で 1,078 万 9 千円の減であります。
主なものは、保険基盤安定事業、財政安定化支援事業、事務費繰入金等の増減によるものであります。

（次に、12 ページです。）

2 項 基金繰入金は、2 億円の減額で、財源調整によるものであります。

8款 諸収入 補正額は、5,733万4千円の増額です。

4項 受託事業収入は、52万円の増で、後期高齢者医療被保険者の健診分について、集団健診から個別健診への振替による交付金額変更に伴う増額であります。

5項 特定健診等個人負担金は、335万円の減で、集団健診の一部を中止したことによる自己負担金額の減額でございます。

6項 雑入は、6,016万4千円の増で、療養給付費等返還金は、前年度実績の精算によって、過払いとなった給付費の返還による増額でございます。

続きまして 議案書の3ページ、歳出であります。

(事項別明細書は、14ページからとなります。)

1款 総務費 補正額は、297万8千円の減額です。

1項 総務管理費は、127万2千円の減で、事業費の確定に伴う減額であります。

2項 賦課徴収費は、74万円の減で、こちらも事業費の確定に伴う減額であります。

(16ページです。)

3項 運営協議会費は、14万8千円の減で、会議の開催実績による報酬等の減額であります。

4項 趣旨普及費は、81万8千円の減で、国保制度啓発用パンフレット購入等の事業費確定に伴う減額であります。

2款 保険給付費 補正額は、2億5,218万1千円の減額です。

1項 療養諸費は、1億5,900万円の減で、一般被保険者療養給付費の減額であります。

(18ページです。)

2項 高額療養費は、9,000万円の減で、一般被保険者高額療養費の減額であります。

4項 出産育児諸費は、168万1千円の減額で、当初見込みより4人分の減額が見込まれるための減額でございます。

5項 葬祭諸費は、150万円の減額で、当初見込みより50人分の減額が見込まれるための減額でございます。

(20 ページです。)

3款 国民健康保険事業費納付金 1項の医療給付費分から、3項 介護納付金分までは財源変更であります。

(22 ページです。)

4款 保健事業費 補正額は、5,301万4千円の減額です。主な内容は、人間ドック等による特定健診受診者の減少によるものです。

5款 積立金 補正額は、5万2千円の増額です。基金運用利子の増額に伴うものであります。

7款 諸支出金 補正額は、7,150万円の増額です。精算によって超過交付となった前年度交付金を、返還するための増額であります。

8款 予備費 補正額は、352万8千円の減額です。歳入歳出の予算調整によるものです。

議案第14号は、以上であります。

議案第 15 号

令和 3 年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

令和 3 年度 安曇野市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,686 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 13 億 7 万 5 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日提出 市長名であります。

議案書の 2 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正の、歳入から説明いたします。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

1 款 後期高齢者医療保険料 補正額は、2,440 万円の減額で、保険料収入の実績減を見込むものであります。

3 款 繰入金 補正額は、246 万円の減額で、広域連合へ納付する、事務費と保険基盤安定事業の納付金額確定によるものであります。

5 款 諸収入 補正額は、9 千円の減額で、延滞金の収入見込み減によるものです。

続きまして 議案書の 3 ページ、歳出であります。

（事項別明細書は、12 ページからとなります。）

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 補正額は、2,686 万円の減額で、後期高齢者医療広域連合へ納付する、保険料納付金見込み減や事務費納付金、保険基盤安定納付金の金額確定に伴う減額であります。

4 款 予備費 補正額は、9 千円の減額で、予算調整によるものです。

議案第 15 号は、以上であります。

議案第 16 号

令和 3 年度 安曇野市介護保険特別会計 補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

令和 3 年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 99 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 101 億 6,436 万 2 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日提出 市長名であります。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の 歳入からご説明いたします。
（事項別明細書は 10 ページからとなります。）

3 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金は、1,681 万 9 千円の増額で、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金、の交付決定に伴う増額であります。

7 款 財産収入 1 項 財産運用収入は、14 万 5 千円の増額で基金の利子を増額するものであります。

8 款 繰入金 2 項 基金繰入金は、1,597 万 1 千円の減額で、保険者機能強化推進交付金等の国庫補助金の増額により、介護保険支払準備基金繰入金の額を減額するものであります。

続きまして 3 ページの歳出となります。
（事項別明細書は 12 ページからとなります。）

2 款 保険給付費 は 7 万 1 千円の増額であります。

1 項 介護サービス等諸費は、国庫補助金の増額により介護保険支払準備基金繰入金の一部を、一般財源へ、財源振替をするものであります。

2 項 その他諸費は、7 万 1 千円の増額で、介護サービス受給者の増加等により審査支払手数料を増額補正するものであります。

3款 地域支援事業 は77万7千円の増額であります。

1項 介護予防事業は、国庫補助金の交付決定等による財源振替です。

2項 包括的支援事業・任意事業費は、77万7千円の増額で、職員諸手当、退職手当負担金等の執行状況による増額、国庫補助金の交付決定等による財源振替であります。

3項 介護予防・日常生活支援総合事業は、1項と同様であります。

5款 基金積立金 は、14万5千円の増額で、介護保険支払準備基金の利子を補正するものです。

議案第16号は以上でございます。

議案第 17 号から 議案第 21 号の各山林財産区特別会計 補正予算について、説明
します。

今回の補正予算は、令和 2 年度の決算に基づき令和 3 年度の繰越金を調整すると共
に、これに基づく基金積立金を調整することが主な補正理由となります。

それでは議案第 17 号からお願いします。

議案第 17 号 令和 3 年度安曇野市上川手山林財産区特別会計補正予算 第 1 号

令和 3 年度安曇野市の上川手山林財産区特別会計補正予算 第 1 号は、次に定める
ところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 52 万 4 千円を追加し、歳入歳出予
算の総額を、歳入歳出それぞれ 257 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

本日、提出、市長名です。

予算書により説明させていただきます。

2～3 ページをお願いします。

1 款 1 項 財産運用収入の補正は、歳出の基金積立金の増額に伴う基金利子 2 千円の
増額です。

2 款 1 項繰越金は、前年度の決算によるもので、102 万 2 千円を増額します。

3 款 1 項基金繰入金は、繰越金の増額に伴い、全額を減額します。

歳出 1 款 1 項 総務管理費の補正は、基金積立金及び基金利子積立金 52 万 4 千円を
増額するものです。

次に議案第 18 号

令和 3 年度 安曇野市北の沢山林財産区特別会計補正予算 第 1 号をお願いします。

令和 3 年度安曇野市の北の沢山林財産区特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 91 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日、提出、市長名です。

予算書により説明させていただきます。

2～3 ページをお願いします。

歳入 1 款 1 項 財産運用収入の補正は、基金積立金の増額に伴う基金利子 1 千円の増額です。

2 款 1 項の繰越金は、前年度の決算によるもので、42 万 5 千円を減額するものです。

3 款 1 項基金繰入金は、繰越金の減額に伴い、42 万 5 千円を増額します。

歳出 1 款 1 項 総務管理費の補正は、基金利子積立金 1 千円の増額です。

次に議案第 19 号

令和 3 年度 安曇野市有明山林財産区特別会計 補正予算第 1 号をお願いします。

令和 3 年度 安曇野市の有明山林財産区特別会計補正予算 第 1 号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 17 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 90 万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日、提出、市長名です。

予算書により説明させていただきます。

2～3 ページをお願いします。

歳入 1 款 1 項 管理費分担金は、分担金の減少が見込まれるため、2 千円を減額するものです。

3 款 1 項 繰越金は、前年度の決算によるもので、17 万 3 千円を減額します。

歳出 1 款 1 項 総務管理費の補正は、基金積立金の減額で、17 万 5 千円を減額するものです。

次に議案第 20 号

令和 3 年度 安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計補正予算 第 1 号をお願いします。

令和 3 年度安曇野市の富士尾沢山林財産区 特別会計補正予算 第 1 号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 93 万 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び、当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日、提出、市長名です。

予算書により説明させていただきます。

2～3 ページをお願いします。

歳入 3 款 1 項繰越金は前年度の決算によるもので、
2 万 8 千円を減額します。

歳出 1 款 1 項 総務管理費の補正は、基金積立金の減額で 2 万 8 千円を減額する
ものです。

次に議案第 21 号

令和 3 年度 安曇野市穂高山林財産区特別会計補正予算 第 1 号をお願いします。

令和 3 年度安曇野市の穂高山林財産区特別会計補正予算 第 1 号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 12 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 77 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び、当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日、提出、市長名です。

予算書により説明させていただきます。

2～3 ページをお願いします。

歳入 1 款 1 項 分担金は、管理費分担金で、2 千円を増額します。

2 款 1 項財産運用収入は、基金利子の増に伴い 1 千円を増額します。

3 款 1 項 繰越金は前年度の決算によるもので、
13 万 2 千円を減額します。

歳出 1 款 1 項 総務管理費の補正は、基金積立金の減額及び基金利子積立金の増額により、12 万 9 千円を減額するものです。

説明は以上です。

議案第 22 号

令和 3 年度 安曇野市有明荘特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

令和 3 年度 安曇野市の有明荘特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日提出、市長名であります。

それでは、2 ページをお願いします。歳入であります。

2 款諸収入 1 項雑入は 3 6 2 万円の減額であります。新型コロナウイルス感染拡大に伴う利用者減少により有明荘の経営不振が続いているため、今年度の納付金を全額減免し、施設運営の存続を支援するものです。

また、この減額分について、1 款繰入金 1 項他会計繰入金で同額を一般会計より繰入れをするものです。

以上のとおり、歳入の財源振替だけですので、歳出の補正はございません。

説明は以上であります。

議案第 23 号

令和 3 年度 安曇野市水道事業会計補正予算 (第 2 号) についてご説明いたします。

第 1 条 令和 3 年度安曇野市水道事業会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

本条の説明は、各款の増減額を申し上げ、各項の内容につきましては、後段でご説明いたします。

収入	第 1 款	水道事業収益	185 万 8 千円の増加
支出	第 1 款	水道事業費用	819 万 4 千円の増加

第 3 条 予算第 6 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

職員給与費 113 万 1 千円の増

本日 提出 市長名であります。

補正予算説明書 2 ページの実施計画、予算説明書では 8 ページからとなります。

主なものについてご説明いたします。

収益的収入及び支出の、収入であります。

1 款 水道事業収益 2 項 営業外収益 185 万 8 千円の増額で 3 目長期前受金戻入は、地方公営企業法施行令第 26 条第 2 項、及び同施行規則第 21 条第 2 項に基づく会計処理について、令和 2 年度における減価償却を行うべき固定資産の取得又は改良に充てるための補助金、工事負担金、受贈財産評価の額が決算認定により確定したことによる、予算額との差額を計上するものです。

次に支出をお願いします。

1 款 水道事業費用 1 項 営業費用 819 万 4 千円の増額は、
2 目 配水及び給水費 100 万 3 千円の増加、4 目総系費 27 万 2 千円の増加は、
令和 3 年度における上下水道課職員の異動に伴うもの、

- 5目 減価償却費 161万2千円の増額は、収入で説明いたしました、減価償却を行うべき固定資産の減価償却費が、令和2年度決算認定により確定したことによる予算計上額との差額を計上するもの。また、
- 6目 資産減耗費 530万7千円の増額で、増額の理由は、令和3年度決算に向けた除却対象資産を精査したことによるものです。

続きまして、

議案第 24 号

令和 3 年度 安曇野市下水道事業会計補正予算（第 1 号）をお願いします。

第 1 条 令和 3 年度安曇野市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 3 年度安曇野市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主な建設改良事業

犀川安曇野流域下水道事業建設負担金 2 千 256 万 1 千円の減額

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入 第 1 款 下水道事業収益 239 万 6 千円の増額

支出 第 1 款 下水道事業費用 1 千 385 万円の減額

各項の内容につきましては、後段で説明いたします。

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

17 億 6 千 988 万 5 千円は、過年度分損益勘定留保資金 4 億 6 千 824 万 7 千円、当年度分損益勘定留保資金 6 億 7 千 293 万 8 千円及び減債積立金 6 億 2 千 870 万円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入 第 1 款 資本的収入 4 千 169 万 6 千円の減額

支出 第 1 款 資本的支出 5 千 349 万 1 千円の減額

各項の内容につきましては、後段で説明いたします。

5 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（1）職員給与費 600 万円 の減額

本日 提出 市長名であります。

補正予算説明書の 3 ページの実施計画、予算説明書では、10 ページからとなります。主なものについて説明します。

収益的収入及び支出の、収入です。

1 款 下水道事業収益は

2 項 営業外収益 1 目 他会計負担金は収益支出における管きよ費の委託料、負担金の減少により、一般会計からの基準内繰入金が 4 千 805 万 9 千円減額、

3 目 雑収益で 前年度分の流域下水道維持管理負担金返還金が、精算に伴い 5 千 300 万円の増額であります。

続いて 12・13 ページ、収益的 支出をお願いします。

1 款 下水道事業費用 1 項 営業費用 1 目 管きよ費 2 千 168 万 6 千円の減額は、節説区分 130 委託料で 説明欄の下水道台帳 GIS 更新・保守業務が請負差金により 479 万 6 千円、節区分 250 負担金の流域下水道維持管理負担金が、当初見込んだ汚水流入量より減少したため 1 千 63 万 7 千円を減額するものです。 次に

14 ページをお願いします。

実施計画は 4 頁、予算説明書は 14 ページからになります。

資本的収入及び支出の収入について説明いたします。

1 款 資本的収入 1 項 企業債 1 目 企業債 4 千 710 万円の減額は、長野県施行の流域下水道建設改良費精算に伴う地元負担金の減少等により起債対象事業費が減少したことによるものです。

1 款 2 項 負担金 1 目 受益者負担金 2 千 25 万 9 千円の増額は、処理区域内、および区域外における宅地分譲開発により新規加入が増加したことによるものです。

3 項 補助金 1 目 国庫補助金 1 千万円の減額は、充当先の支出、工事請負費の事業費の変更によるもので、内容は支出で説明いたします。 次に

資本的支出の説明になります。

1 款 資本的支出 1 項 建設改良費 1 目 管きよ工事費 3 千 130 万 3 千円の減額は、節区分 330 工事請負費 で説明欄 下水道施設広域監視装置更新工事の請負差金 2 千 127 万 2 千円等によるもので、収入の国庫補助金の減少は、このことにより

4 目 流域下水道事業 2 千 256 万 1 千円の減額は、長野県施行の犀川安曇野流域下水道建設改良工事費が確定したことによる地元負担金の精算によるものです。

説明は、以上です。

議案第 25 号

令和 4 年度 安曇野市一般会計予算 についてご説明致します。

令和 4 年度 安曇野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 426 億 7,000 万円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

〔後ほど 2 ページからの第 1 表に沿ってご説明致します。〕

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

〔後ほど 6 ページの第 2 表でご説明いたします。〕

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

〔後ほど 7 ページの第 3 表でご説明いたします。〕

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

〔後ほど 8 ページの第 4 表でご説明いたします。〕

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 40 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

本日提出 市長名であります。

【説明事項】

それでは、2ページをお願いします。その主となる内容について「第1表 歳入歳出予算」でご説明致します。

(事項別明細書は予算説明書の14ページからであります。)

1款 市税は、112億2,566万1千円であります。

前年度比5億5,929万5千円、5.2%の増であります。

主な項目は、

1項 市民税で49億8,130万円であります。

「市民税現年課税分」では、令和3年の毎月勤労統計調査等から、個人の給与所得が若干増加するものと見込み、8,000万円増の42億1,000万円、

「法人市民税現年課税分」では、市内企業の中間決算状況や、国内の輸出関連企業等の業績が堅調なこと等を踏まえ、2億5,000万円増の7億5,000万円と見込みました。

また、

2項 固定資産税は、53億3,566万1千円であります。

「固定資産税現年課税分」では、令和3年度限りとして実施された事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税の軽減措置が無くなったこと、また、企業の設備投資も堅調であるとの経済動向発表を踏まえ、前年度に比べ1億9,500万円増の52億7,500万円と見込みました。

(事項別明細書は予算説明書16ページからとなります。)

2款 地方譲与税は、5億1,872万4千円であります。

前年度比4,716万円、10.0%の増であります。

主な項目は、

2項 自動車重量譲与税で3億7,600万円であります。

「自動車重量譲与税」について、交付実績及び国の資料等により、前年度比3,300万円の増額を見込みました。

3款 利子割交付金 1項 利子割交付金は、800万円であります。

前年度比100万円、14.3%の増であります。

交付実績及び国の資料等により増額を見込みました。

4款 配当割交付金 1項 配当割交付金は4,700万円であります。

前年度比200万円、4.4%の増であります。

交付実績及び国の資料等により、増額を見込みました。

5款 株式等譲渡所得割交付金 1項 株式等譲渡所得割交付金は7,600万円であります。

前年度比2,500万円、49%の増であります。

交付実績及び国の資料等により、増額を見込みました。

(事項別明細書は予算説明書の18ページからとなります。)

6款 法人事業税交付金 1項 法人事業税交付金は、1億5,400万円であります。

前年度比4,200万円、37.5%の増であります。

交付実績により、増額を見込みました。

7款 地方消費税交付金 1項 地方消費税交付金は、22億100万円であります。

前年度比1億7,900万円、8.9%の増であります。

交付実績及び国の資料等により、増額を見込みました。

8款 ゴルフ場利用税交付金 1項 ゴルフ場利用税交付金は、3,700万円であります。

前年度比500万円、15.6%増であります。

交付実績及び国の資料等により、減額を見込みました。

9款 環境性能割交付金 1項 環境性能割交付金は、4,500万円であります。

前年度比1,000万円、28.6%の増であります。

県全体の交付見込み額等により、増額を見込みました。

10款 地方特例交付金 1項 地方特例交付金は、1億1,400万円であります。

前年度比1億3,300万円、53.8%の減であります。

減収補填の期間終了により、「自動車税減収補填特例交付金」及び「軽自動車税減収補填特例交付金」の特例交付が終了したことにより、減額を見込みました。

(事項別明細書は予算書の20ページからとなります。)

「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた企業の償却資産に係る固定資産税の軽減措置に対する特別交付でありましたが、制度終了により廃項となりました。

11款 地方交付税 1項 地方交付税は、113億5,000万円であります。

前年度比9億5,000万円、9.1%の増であります。

「普通交付税」では、国が試算した「令和4年度地方財政対策」により国の交付税財源が増えたことなど107億5,000万円を、また、「特別交付税」は前年同額の6億円を見込んでおります。

12 款 交通安全対策特別交付金 1 項 交通安全対策特別交付金は、1,288 万円であります。
交付実績などにより、前年度と同額を見込みました。

13 款 分担金及び負担金は、2 億 9,677 万 9 千円であります。
前年度比 1,356 万 4 千円、4.8%の増であります。
主な項目は、
2 項 負担金で 2 億 7,982 万 7 千円あります。
児童クラブ負担金 (4,535 万 6 千円) や、保育児童保育料 (1 億 7,510 万 7 千円) など、主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 22 ページとなります。)

14 款 使用料及び手数料は、3 億 904 万円あります。
前年度比 472 万 6 千円、1.6%の増であります。
1 項 使用料は、1 億 4,207 万 4 千円あります。
道路占用料 (2,820 万円)、
(事項別明細書は、予算説明書の 24 ページとなります。)
公営住宅使用料 (5,118 万 4 千円) など、主なものであります。
2 項 手数料は、1 億 6,696 万 6 千円あります。
戸籍住民基本台帳手数料 (4,270 万円)、可燃ごみ処理手数料 (1 億 437 万円) など、主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 26 ページとなります。)

15 款 国庫支出金は、43 億 3,703 万円あります
前年度比 1 億 7,494 万 6 千円、4.2%の増であります。
主な項目は、
1 項 国庫負担金で 32 億 5,569 万円あります。
「自立支援給付費負担金」(7 億 8,076 万 6 千円) や、「児童手当国庫負担金」(9 億 8,345 万 7 千円)、「新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金」(1 億 4,554 万 3 千円) など、主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 32 ページからとなります。)

16 款 県支出金は、24 億 9,913 万 9 千円あります。
前年度比 5,853 万 5 千円、2.4%の増であります。
主な項目は、
1 項 県負担金で 13 億 8,893 万 3 千円あります。
「自立支援給付費負担金」(3 億 9,038 万 3 千円) や、「児童手当県費負担金」(2 億 1,641 万 8 千円)、「保険基盤安定負担金」(2 億 6,805 万 9 千円) など、主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 36 ページからとなります。)

17 款 財産収入は、4,027 万 8 千円であります。

前年度比 209 万 1 千円、4.9%の減であります。

主な項目は、

1 項 財産運用収入で 3,915 万 6 千円であります。

市有土地・建物などの貸付収入、各種基金の積立利子などあります。

(事項別明細書は予算説明書の 38 ページからとなります。)

18 款 寄附金 1 項 寄附金は、3 億 2 千円あります。

前年度比 500 万円、1.6%の減あります。

「ふるさと寄附金」(3 億円)が主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 40 ページからとなります。)

19 款 繰入金は、19 億 8,050 万 7 千円あります。

前年度比 6 億 5,302 万 7 千円、24.8%の減あります。

主な項目は、

2 項 基金繰入金で 19 億 7,707 万 3 千円あります。

財源調整の為の「財政調整基金繰入金」(6 億 3,238 万 9 千円)、

「減債基金繰入金」(3 億円)、「公共施設整備基金繰入金」(2 億円)、

「ふるさと寄附基金繰入金」(6 億円)、「地域振興基金繰入金」(1 億 3,070 万円)などあります。

(事項別明細書は予算説明書の 42 ページからとなります。)

20 款 繰越金 1 項 繰越金は 5,000 万円、前年度と同額あります。

21 款 諸収入は、32 億 4,996 万円あります。

前年度比 3 億 3,469 万 2 千円、11.5%の増あります。

主な項目は、

3 項 貸付金元利収入で 24 億 6,139 万 7 千円あります。

新型コロナウイルス感染拡大による市制度資金の貸付元金として、「市制度資金元金」(24 億円)、「勤労者資金元金」(5,000 万円)などあります。

(事項別明細書は予算説明書の 50 ページとなります。)

22 款 市債 1 項 市債は、38 億 1,800 万円あります。

前年度比 4,380 万円、1.1%の減あります。

「臨時財政対策債」は、昨年度より 7 億 6,400 万円減額の 9 億円の発行額を見込みました。

また、平成 24 年度に発行した旧合併特例事業債の借換分として、「借換債(総務債・旧合併特例事業債)」が昨年度より 3 億 5,930 万円増額の 9 億 1,570 万円の発行額を

見込みました。

旧合併特例事業債では19億8,080万円を計上しており、三郷福祉センター改修事業として「福祉センター事業」が1億5,290万円、三郷西部認定こども園や三郷東部認定こども園など「保育所建設事業」が3億8,380万円、

(事項別明細書は予算説明書の52ページとなります。)

道路改良など道路整備事業として「市道新設改良事業」が2億8,730万円、豊科南社会体育館解体工事など「施設除却事業(体育施設)」1億540万円など、主なものであります。

また、公共事業等債では3億5,260万円を計上しており、明科駅前整備の「都市再生整備計画事業」が2億7,560万円など、主なものであります。

その他、緊急自然災害防止対策事業債では、穂高地域の万水川における内水対策として「内水対策事業」が7,440万円など、主なものであります。

以上、歳入の概要であります。

続きまして、4ページをお願いします。歳出であります。

事項別明細書は予算説明書の54ページからであります。

主なものに限り説明致します。

1款 議会費 1項 議会費は、2億4,424万4千円であります。

前年度比9万円の減(0%)であります。

議員共済納付金や会議録調整業務など議会運営経費の計上であります。

(事項別明細書は予算説明書の58ページからとなります。)

2款 総務費は、45億2,534万4千円であります。

前年度比3,703万円、0.8%の増であります。

主な項目は、

1項 総務管理費で35億9,508万4千円であります。

(事項別明細書は予算説明書の60ページからとなります。)

ふるさと寄附事務による「寄附採納事務」(4億3,271万7千円)や、

(事項別明細書は予算説明書の94ページからとなります。)

電算システムの保守・更新などによる「電算管理費」(3億2,316万4千円)など、主な事業であります。

(事項別明細書は予算説明書の126ページからとなります。)

3款 民生費は、144億2,757万8千円であります。

前年度比4億8,186万6千円、3.5%の増であります。

主な項目は、

1項 社会福祉費で76億9,246万7千円であります。

障害福祉サービス費などによる「障がい者支援事業」（20億128万4千円）や、
（事項別明細書は予算説明書の146ページからとなります。）
介護保険特別会計繰出金などによる「介護保険対策費」（14億7,056万1千円）、
（事項別明細書は予算説明書の148ページからとなります。）
後期高齢者医療広域連合への一部事務組合負担金などによる「後期高齢者医療事業」
（14億708万5千円）など、主な事業であります。

（事項別明細書は予算説明書の168ページからとなります。）

4款 衛生費は、25億2,056万4千円であります。

前年度比1,966万9千円、0.8%の増であります。

主な項目は、

1項 保健衛生費で16億2,182万6千円であります。

（事項別明細書は予算説明書の176ページとなります。）

新型コロナウイルスワクチン接種の実施経費などによる「ワクチン予防接種事業」
（2億8,546万6千円）や、

（事項別明細書は予算説明書の178ページからとなります。）

予防接種法に基づいた予防接種の実施経費などによる「予防接種事業」（3億6,223万2千円）など、主な事業であります。

（事項別明細書は予算説明書の202ページからとなります。）

5款 労働費 1項 労働費は、6,028万3千円であります。

前年度比10万7千円、0.2%の増であります。

勤労者支援などによる「勤労者福祉事業」（5,705万円）や、安曇野市ふるさとハローワークの運営経費など「労働雇用対策事業」（323万3千円）であります。

（事項別明細書は予算説明書の204ページからとなります。）

6款 農林水産業費は、14億8,269万7千円であります。

前年度比3,272万4千円、2.2%の減であります。

主な項目は、

1項 農業費で6億487万5千円であります。

「農業委員会費」（8,974万1千円）や、

（事項別明細書は予算説明書の210ページからとなります。）

農業振興作物の推進などによる「畑作園芸振興事業」（7,206万円）など、主な事業となります。

（事項別明細書は予算説明書の234ページからとなります。）

7款 商工費 1項 商工費は、34億6,407万8千円であります。

前年度比2,796万7千円、0.8%の増であります。

（事項別明細書は予算説明書の236ページとなります。）

企業等支援助成などによる「工業振興事業」(2億9,174万3千円)や、
(事項別明細書は予算説明書の238ページとなります。)
制度資金預託金の計上、及び新型コロナ対策特別融資の利子補給などによる「市制度資金貸付事業」(25億2,744万1千円)、
(事項別明細書は予算説明書の244ページとなります。)
また、アフターコロナを想定した第4弾宿泊施設応援券発行業務の経費などによる
「安曇野ブランド情報発信事業」(1億3,750万6千円)などが主な事業となります。

(事項別明細書は予算説明書の252ページとなります。)

8款 土木費は、51億854万1千円であります。
前年度比2億636万3千円、4.2%の増であります。

主な項目は、

4項 都市計画費で28億8,237万4千円であります。

(事項別明細書は予算説明書の268ページとなります。)

明科駅前整備による「都市再生整備計画事業(都市整備分)」(5億3,014万4千円)
や、(事項別明細書は予算説明書の270ページとなります。)

安曇野市総合体育館(ANCアリーナ)の指定管理委託料などによる「豊科南部総合公園管理運営事業」(8,530万円)、

(事項別明細書は予算説明書の274ページとなります。)

また、下水道事業繰出金による「下水道事業」(18億5,000万円)など、主な事業
であります。

(事項別明細書は予算説明書の278ページとなります。)

9款 消防費 1項 消防費は、14億9,227万2千円であります。
前年度比1,709万1千円、1.2%の増であります。

松本広域連合への消防費負担金などによる「常備消防負担金」(9億9,343万8千円)
や、市消防団の活動経費などによる「非常備消防費」(1億8,341万7千円)、

(事項別明細書は予算説明書の282ページとなります。)

また、移動系防災行政無線設備更新などによる「防災無線維持管理費」(9,934万9千円)
など、主な事業であります。

(事項別明細書は予算説明書の286ページとなります。)

10款 教育費は、35億9,938万5千円であります。
前年度比3億5,766万2千円、11.0%の増であります。

主な項目は、

1項 教育総務費で14億6,939万2千円であります。

学校系ネットワーク機器の保守や入学準備金貸付業務費など、教育活動の必要経費として「事務局費」(2億2,468万円)や、

(事項別明細書は予算説明書の290ページとなります。)

スクールカウンセラーや学校配置支援員の配置などによる「学校支援員配置事業」
(1億7,312万3千円)、

(事項別明細書は予算説明書の296ページとなります。)

また、学校給食費会計を公会計化したことによる給食食材費の計上などによる「給食センター総務費」(6億5,865万6千円)など、主な事業であります。

(事項別明細書は予算説明書の366ページとなります。)

11款 災害復旧費 1項 土木施設災害復旧費は、150万円であり、前年度と同額であります。

災害復旧に備えた工事費等の計上であります。

(事項別明細書は予算説明書の368ページとなります。)

12款 公債費 1項 公債費は、56億9,351万4千円であります。

前年度比4億5,505万9千円、8.7%の増であります。

借入金の償還元金として55億8,125万円、償還利子として、1億1,226万4千円あります。

また、平成24年度における市中銀行借入資金の借換9億1,570万円を充当財源として予定しております。

(事項別明細書は予算説明書の370ページとなります。)

13款 予備費 1項 予備費は、5,000万円の計上であり、昨年度と同額であります。

以上、歳出の概要であります。

つづきまして、一般会計全体における職員給与関係等であります。

予算説明書の372ページ、「給与費明細書」となります。

特別職については、合計3億4,350万6千円で、前年度比936万4千円、2.8%増となります。

また、一般職については、合計63億3,895万円で、前年度比7,632万6千円、1.2%減となります。

それでは、6ページをお願いします。

「第2表 繰越明許費」であります。

「除雪融雪事業」の1件であります。凍結防止剤散布車購入について、コロナ禍により、一部部品の調達が困難であり、特殊車両の製造に約2年を要することから、繰越を行うものであります。

それでは、7ページをお願いします。

「第3表 債務負担行為」であります。「安曇野市議会会議録調整等業務」以下、16事業の設定をするものであります。

それぞれ複数年にわたる事業でありまして、令和4年度内に契約を締結する予定であり、限度額として合計4億6,112万2千円の設定をお願いするものであります。

参考：「第3表 債務負担行為」の内容

- ・「安曇野市議会会議録調整等業務」
令和5年度の議会会議録調整等の契約による。
- ・「安曇野市議会だより作成印刷業務」
令和5年3月定例会の内容を記事とする議会だより（令和5年度発行）発行の契約による。
- ・デマンド交通予約システム更新業務
令和9年度までのデマンド交通予約システムの利用契約による。
- ・庁内事務パソコン賃貸借
令和9年度までの庁内事務用パソコン賃貸借契約による。
- ・福岡市東区市民交流事業
「博多どんたく港まつり」への市民ツアー業務委託による。
- ・長野県議会議員選挙執行業務
長野県議会議員選挙の執行業務契約による。
- ・「指定管理による明科ふきぼこの家管理業務（増額分）」
法改正（社会保険料の増）に伴う指定管理料の増による。
- ・「指定管理による三郷すみれの郷管理業務（増額分）」
法改正（社会保険料の増）に伴う指定管理料の増による。
- ・「三郷西部認定こども園備品等購入業務」
開園に向けた備品購入契約による。
- ・「三郷東部認定こども園用地造成工事」
用地造成工事が2カ年を要するため。
- ・「生きもの調査事業」
調査準備等、2カ年を要するため。
- ・「安曇野市版レッドデータブック改訂事業」
調査準備等、2カ年を要するため。
- ・「生産設備取得事業」
企業等支援助成事業による生産設備取得費に対するものであり、3年間にわたる補助金交付決定を行うため。（1/10を乗じた額（上限5,000万円）3年間の分割補助
- ・「堀金・明科地域小学校情報機器等賃貸借」
令和9年度までの情報機器等賃貸借契約による。
- ・「堀金・明科地域中学校情報機器等賃貸借」
令和9年度までの情報機器等賃貸借契約による。
- ・「安曇野市土地開発公社の借入金に対する金融機関への債務保証」
国が実施している国道19号明科駅前歩道整備事業に伴う事業用地取得に係るものであり、市土地開発公社による用地の先行取得に対する金融機関への債務保証。

続きまして、8ページをお願いします。「第4表 地方債」であります。臨時財政対策債のほか、市債の借入限度額を設定するものであります。借り入れ限度額は、合計38億1,800万円であります。

当初予算の説明は以上であります。

参考：「第4表 地方債」の内容

- ・「臨時財政対策債」
令和3年度実績や国の資料により算出。
- ・「借換債（総務債）」
平成24年度発行の本庁舎建設事業等に係る、旧合併特例事業債の借換え。
- ・「旧合併特例事業債（民生債）」
三郷福祉センター、各認定こども園整備・改修（三郷東部、三郷西部、西穂高）による起債。
- ・「施設整備事業債（民生債）」
各認定こども園整備・改修（三郷東部、三郷西部、西穂高）による起債。
- ・「公共事業等債（農林債）」
県営かんがい排水事業による起債。
- ・「公共事業等債（土木債）」
公営住宅改修（穂高団地）、都市再生整備計画事業（明科駅周辺）による起債。
- ・「旧合併特例事業債（土木債）」
都市公園整備、道路改良等による起債。
- ・「緊急浚渫推進事業債（土木債）」
河川河床整理による起債。
- ・「緊急自然災害防止対策事業債（土木債）」
内水対策（万水川下流域）、道路橋梁維持、凍結防止剤散布車購入による起債。
- ・「公共施設等適正管理推進事業債（土木債）」
都市公園長寿命化事業による起債。
- ・「防災対策事業債（消防債）」
防災行政無線更新、消防団車両更新による起債。
- ・「旧合併特例事業債（消防債）」
消防団詰所統廃合による起債。
- ・旧合併特例事業債（教育債）
体育施設（豊科南社会体育館、豊科武道館剣道場、穂高プール）の解体による起債。

議案第 26 号

令和 4 年度 安曇野市国民健康保険特別会計について、ご説明申し上げます。

議案書の 1 ページ

令和 4 年度 安曇野市の国民健康保険特別会計は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 96 億 6,513 万 6 千円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4 億円と定める。

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における 同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

本日提出 市長名であります。

議案書の 2 ページ

第 1 表 歳入歳出予算の、歳入からご説明いたします。

(事項別明細書は、10 ページからとなります。)

1 款 1 項の 国民健康保険税は、18 億 7,967 万 5 千円です。

新型コロナウイルス感染症の影響を引き続き考慮しつつも、前年度当初予算よりは、所得減少幅を少なく見込み、前年度当初より 1 億 2,030 万 2 千円の増額であります。なお、歳入全体に占める割合は、19.4%となっております。

2 款 使用料及び手数料 1 項の手数料は 90 万円、督促手数料であります。

(3 款 国庫支出金 1 項の国庫補助金は、千円が目出し計上であります。)

4 款 県支出金 1 項の県補助金は、70 億 2,107 万 1 千円で、市が支払う療養諸費、高額療養費などに対して、その支払額と同額が県から交付される「普通交付金」と、特定健診費用への負担金、保険者努力支援分等として交付される「特別交付金」となっております。

(12 ページ)

(2 項の財政安定化基金交付金は、千円が目出し計上であります。)

5款 財産収入 1項の財産運用収入は、86万8千円で、基金利子の収入を見込むものであります。

6款 繰入金は、7億2,554万1千円です。

1項 他会計繰入金は、一般会計繰入金6億2,554万1千円で、保険基盤安定事業、財政安定化支援事業に係る繰入金が主なものとなっております。

2項 基金繰入金は、1億円であります。

(14 ページ)

7款 1項の繰越金は、400万円を見込んでおります。

8款 諸収入は、3,307万9千円です。

1項 延滞金及び過料は、1,000万2千円

(2項 預金利子は、千円の出し計上であります。)

3項 貸付金元利収入は 200万円で、高額療養費貸付金収入であります。

4項 受託事業収入は、1,617万円、後期高齢者健診に対する、広域連合からの受託料収入であります。

(16 ページ)

5項 特定健診等個人負担金は、220万円で、健診時の個人負担金を見込むものであります。

6項 雑入は、270万6千円であります。

主なものは、交通事故などの第三者行為による納付金や資格喪失後の受診に関する返納金を見込むものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

議案書は3ページ(事項別明細書は18ページ)

1款 総務費は、4,242万4千円です。

1項 総務管理費は、2,927万6千円で、会計年度任用職員報酬や、被保険者証等の封入封緘業務委託料などであります。

(20 ページ)

2項 賦課徴収費は、1,193万2千円で、電算システムの業務委託料が主なものでございます。

3項 運営協議会費は、36万3千円で、委員報酬などであります。

(22 ページ)

4項 趣旨普及費は、85万3千円で、国保制度の啓発用パンフレットを予定しております。

2款 保険給付費は、69億7,221万5千円です。

- 1項 療養諸費から、24ページの3項 移送費までの合計 69億2,455万4千円は、県から示された試算額を計上しており、前年度より約2億3,428万円、3.3%の減を見込んでおります。

(26 ページ)

- 4項 出産育児諸費は、2,101万1千円、50人分を見込んでおります。
5項 葬祭諸費は、540万円、180人分を見込んでおります。
6項 精神諸費は、2,100万円の給付を見込んでおります。

(28 ページ)

- 7項 傷病手当諸費は、25万円で、新型コロナウイルス感染症に感染した国保被保険者に係る傷病手当金であります。

3款 国民健康保険事業費納付金は、24億2,607万9千円です。県の試算結果により、市から納付するもので、前年度より4,419万4千円の減額であります。

(32 ページ)

4款 保健事業費は、2億1,006万3千円です。

- 1項 保健事業費は、1,591万円で、主なものは健康ポイント制度、医療費通知等の経費、高額療養費の貸付金であります。
2項 特定健康診査等事業費は、1億9,415万3千円で、特定健診及び人間ドック等の委託料が主なものとなっております。

(34 ページ)

5款 1項の 積立金は、286万9千円で、繰越金及び基金運用利子を財源として、積み立てるものであります。

(36 ページ)

(6款 1項の公債費は、1千円の目出し計上であります。)

7款 諸支出金は、645万5千円です。

主なものは、保険税の還付金等であります。

(38 ページ)

8款 1項の予備費は、503万円であります。

議案第26号は、以上であります。

議案第 27 号

令和 4 年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計について、ご説明申し上げます。

議案書の 1 ページ

令和 4 年度 安曇野市の後期高齢者医療特別会計は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 13 億 2,750 万 7 千円と定める。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日提出 市長名であります。

議案書の 2 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正の、歳入から説明いたします。

(事項別明細書は、10 ページからとなります。)

1 款 後期高齢者医療保険料は、9 億 9,533 万 3 千円です。

前年度と比較して 1,476 万 7 千円の減額で、後期高齢者医療広域連合による保険料調定見込試算によるものでございます。

2 款 使用料及び手数料は、6 万円で、督促手数料です。

3 款 繰入金は、3 億 3,128 万 3 千円です。

主なものは、保険料の軽減分(保険基盤安定)等を、一般会計から繰入れるものであります。

4 款 繰越金は、10 万円であります。

5 款 諸収入は、73 万 1 千円です。

主なものは、12 ページになりますが、保険料還付金であります。

続きまして 議案書の 3 ページ、歳出であります。

(事項別明細書は、14 ページです。)

1 款 総務費は、565 万円です。

1 項 総務管理費は、4 万 7 千円、予算書の印刷等の事務費であります。

2 項 徴収費は、560 万 3 千円で、収納事務に係る委託料が主なものであります。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金は、13億2,022万6千円です。

後期高齢者医療の保険料など、制度運営に係る費用を広域連合において試算計上したものであります。

(16 ページ)

3款 諸支出金は、72万円です。

主なものは、保険料還付金です。

4款 予備費は、91万1千円であります。

議案第27号は、以上であります。

議案第 28 号

令和 4 年度安曇野市 介護保険特別会計予算について ご説明いたします。

令和 4 年度安曇野市の 介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 101 億 7,834 万 6 千円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分 及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による 一時借入金の借入れの最高額は、5 億円と定める。

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により 歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号 保険給付費の各項に計上した予算額に 過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

本日提出、市長名であります。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算の 歳入からご説明いたします。

(事項別明細書は 10 ページからとなります。)

1 款 保険料 1 項 介護保険料は、21 億 37 万 8 千円であります。

第 8 期介護保険事業計画に基づく介護保険料額で、前年度に比べ 506 万 7 千円の増額を見込んでおります。

2 款 使用料及び手数料 1 項 手数料は、18 万円で、介護保険料の督促手数料です。

3 款 国庫支出金 は、23 億 3,009 万 7 千円であります。

1 項の 国庫負担金は、17 億 4,252 万 1 千円。国の介護給付費負担金であります。

2 項の 国庫補助金は、5 億 8,757 万 6 千円。調整交付金のほか、総合事業等の「地域支援事業」に対する国の交付金及び保険者機能強化推進交付金等のいわゆるインセンティブ交付金等を見込んでおります。

(12 ページとなります。)

4 款 支払基金交付金 1 項の 支払基金交付金は、26 億 8,650 万 3 千円で、介護給付費交付金のほか、総合事業の財源として、支援交付金を見込むものです。

5 款 県支出金 は、14 億 4,072 万 1 千円であります。

1 項の 県負担金は、13 億 7,680 万 9 千円。県の介護給付費負担分であります。

2 項の 県補助金は、6,391 万 2 千円。総合事業等の「地域支援事業」への県交付金を見込むものであります。

6 款 サービス収入 1 項の 介護予防給付費収入は、2,175 万 5 千円で、「介護予防ケアプラン」の作成による収入であります。

7 款 財産収入 1 項の 財産運用収入は、119 万 1 千円で、介護保険支払準備基金の利子収入を見込むものであります。

(14 ページとなります。)

8 款 繰入金 は、15 億 9,751 万 3 千円であります。

1 項の 一般会計繰入金は、14 億 4,148 万 8 千円で、介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業等の地域支援事業の市負担分の他、認定調査事務等の事務事業費、介護保険料軽減措置費を一般会計より繰り入れるものです。

2 項の 基金繰入金は、1 億 5,602 万 5 千円で、介護保険支払準備基金からの繰り入れを見込むものであります。

9 款 繰越金 1 項の 繰越金は、前年度からの繰越金収入です。

10 款 諸収入 は 第 3 者納付金や保険料の過年度分の返還金等の雑入等の収入です。

続いて、3 ページ、歳出についてご説明申し上げます。

(事項別明細書は 18 ページからとなります。)

1 款 総務費 は、9,943 万 4 千円であります。

1 項の 総務管理費は 1,244 万 4 千円で、保険料納付書等の郵送料、各種帳票の印刷代等であります。

(20 ページにかけてとなります。)

2 項の 徴収費は 448 万円で、保険料納付書の製本、封入封緘等の費用です。

3 項の 介護認定審査会費は、8,251 万円で、認定調査員の報酬、主治医意見書作成料等です。又令和 4 年度より、松本広域連合認定審査会システム更新に伴う認定審査会システムリース料等を計上いたしました。

(22 ページとなります)

2 款 保険給付費 は、95 億 9,793 万 7 千円であります。

1 項の 介護サービス等諸費は、91 億 6,879 万 5 千円で、居宅介護サービス費等の介護保険サービスの給付費用を見込むもので、歳出総額の約 90%を占めております。

2 項の その他諸費は、872 万 1 千円で、介護給付費の審査支払手数料等です。

3 項の 高額介護サービス等費は 1 億 8,071 万 6 千円で、月の介護保険サービスの利用者負担額について、一定額以上を払い戻すものです。

(24 ページとなります。)

4 項 特定入所者介護サービス等費は、2 億 1,146 万 3 千円で、所得の状況により、限度額以上の居住費等の費用負担について、給付するものであります。

5 項の 高額医療合算介護サービス等費は、2,824 万 2 千円で、介護分と医療保険分の年間の負担額が、限度額を超えた場合に払い戻されるものであります。

(26 ページにかけてとなります。)

3 款 地域支援事業 は、4 億 5,551 万 9 千円であります。

1 項の 介護予防事業は 2,080 万 7 千円で、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、65 歳以上の方を対象とした介護予防事業であります。

(26 ページから 30 ページにかけてとなります。)

2 項 包括的支援事業・任意事業費は、1 億 343 万 1 千円で地域包括支援センターの運営、介護購入用品助成等、地域包括ケア推進等に関するものでございます。

(32 ページとなります。)

3 項 介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業につきましては、3 億 2,803 万 5 千円で、事業対象者へのケアプラン作成に係る事業と、訪問型、及び通所型のサービスに伴う費用等となります。

(34 ページになります。)

4 項 その他諸費は、324 万 6 千円で、高額介護予防サービス費相当事業等や地域支援事業審査支払手数料です。

4 款 介護サービス事業費 1 項の 介護予防支援事業 は、2,175 万 5 千円であり
ます。「介護予防 ケアプラン」の作成委託件数を見込んだものです。

(36 ページになります。)

5 款 保健福祉事業費 1 項の 保健福祉事業費 は、120 万円で、地域包括ケアを推進するために、地域で高齢者を支え合う事業を実施しようとする団体に対し、開設経費の一部を補助する事業を実施するものです。

6 款 基金積立金 1 項の 基金積立金 は、119 万 3 千円で、介護保険支払い準備基金積立金の基金利子等について見込んだものです。

7款 公債費 1項の 公債費は、10万円で、介護給付費支払いにおいて一時借入を行った場合の借入金の利子について見込んだものです。

(38ページにかけてとなります。)

8款 諸支出金 1項の 償還金及び還付加算金は、115万8千円で、介護保険料の過年度分の還付金等について見込んだものです。

議案第26号から第28号の説明は以上でございます。

議案第 29 号

令和 4 年度 安曇野市上川手山林財産区特別会計予算について説明いたします。

令和 4 年度安曇野市の上川手山林財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 177 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

本日提出、市長名であります。

2、3 ページの第 1 表 歳入歳出予算をお願いいたします。
事項別明細書につきましては 10 ページからでございます。

1 款 財産収入は 132 万 1 千円で土地の貸付収入、基金利子他であります。

2 款 繰越金は 44 万 8 千円で、前年度繰越金です。

3 款 諸収入 雑入は木材販売代金として 1 千円を計上しています。

歳出をお願いいたします。

事項別明細書につきましては 12 ページからでございます。

1 款 総務費、1 項 総務管理費は 129 万 6 千円で、管理会委員報酬その他であります。

2 款 事業費 1 項 林業費は、20 万円で、造林事業に対する負担金であります。

3 款 予備費 として 27 万 4 千円を計上いたしました。

続きまして、議案第 30 号

令和 4 年度 安曇野市北の沢山林財産区特別会計予算 について説明をいたします。

令和 4 年度安曇野市の北の沢山林財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 100 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

本日提出、市長名であります。

2、3 ページの第 1 表 歳入歳出予算をお願いいたします。
事項別明細書につきましては 10 ページからでございます。

1 款 財産収入 5 万 8 千円は、土地の貸付収入と基金利子になります。

2 款 繰越金は 34 万 2 千円で、前年度繰越金となります。

3 款 繰入金は 60 万円で、財産区基金よりの繰入金です。

歳出をお願いいたします。

事項別明細書につきましては 12 ページからでございます。

1 款 総務費、1 項 総務管理費は 74 万 1 千円で、管理会委員報酬等が主なものであります。

2 款 予備費として 25 万 9 千円を計上しました。

続きまして、議案第 31 号

令和 4 年度 安曇野市有明山林財産区特別会計予算について説明をいたします。

令和 4 年度安曇野市の有明山林財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 103 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

本日提出、市長名であります。

2、3 ページの第 1 表 歳入歳出予算をお願いいたします。

事項別明細書につきましては 10 ページからでございます。

1 款 分担金及び負担金 23 万 6 千円は、地元管理費分担金であります。

2 款 財産収入の 4 万 3 千円は、基金利子ほか、立木の売払い収入です。

3 款 繰越金は 15 万 1 千円で、前年度繰越金となります。

4 款 繰入金は 60 万円で、財産区基金よりの繰入金です。

歳出をお願いいたします。

事項別明細書につきましては 12 ページからでございます。

1 款 総務費、1 項 総務管理費は 69 万 5 千円で、管理会委員報酬や基金への積立が主なものであります。

2 款 予備費として 33 万 5 千円を計上しました。

続きまして、議案第 32 号
令和 4 年度 安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計予算について説明をいたします。

令和 4 年度安曇野市の富士尾沢山林財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 88 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

本日提出、市長名であります。

2、3 ページの第 1 表 歳入歳出予算をお願いいたします。
事項別明細書につきましては 10 ページからでございます。

1 款 分担金及び負担金 31 万 5 千円は、地元管理費分担金です。

2 款 財産収入 5 千円は、基金利子になります。

3 款 繰越金は 16 万円で、前年度繰越金となります。

4 款 繰入金は 40 万円で、財産区基金よりの繰入金です。

歳出をお願いいたします。

事項別明細書につきましては 12 ページからでございます。

1 款 総務費、1 項 総務管理費は 55 万 9 千円で、管理会委員報酬等であります。

2 款 予備費として 32 万 1 千円を計上しました。

続きまして、議案第 33 号

令和 4 年度 安曇野市穂高山林財産区特別会計予算について説明をいたします。

令和 4 年度安曇野市の穂高山林財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 113 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

本日提出、市長名であります。

2、3 ページの第 1 表 歳入歳出予算をお願いいたします。

事項別明細書につきましては 10 ページからでございます。

1 款 分担金及び負担金 29 万円は地元管理費分担金であります。

2 款 財産収入 4 千円は、基金利子になります。

3 款 繰越金は 13 万 6 千円で、前年度繰越金となります。

4 款 繰入金 70 万円で、財産区基金よりの繰入金です。

歳出をお願いいたします。

事項別明細書につきましては 12 ページからでございます。

1 款 総務費、1 項 総務管理費 86 万 8 千円は、管理道路維持委託費、基金積立金等であります。

2 款 予備費として 26 万 2 千円を計上しました。

説明は以上でございます。

議案第 34 号

令和 4 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計予算についてご説明します。

令和 4 年度安曇野市の産業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 248 万 4 千円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

本日提出、市長名であります。

市内産業団地の維持管理事業が主な内容でございます。

2 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」の歳入をお願い致します。

事項別明細書は、予算に関する説明書 10・11 ページとなります。

歳入 2 款 1 項 他会計繰入金 248 万 3 千円でございます。市内産業団地の維持管理等に関する事務経費等を一般会計から繰り入れるものであります。また、3 款 1 項繰越金として前年度繰越金を千円計上してございます。

続きまして、3 ページの歳出であります。事項別明細書は、予算に関する説明書 12、13 ページとなります。

1 款 1 項 産業団地事業費 248 万 4 千円は、あづみ野産業団地の雨水貯留浸透施設の管理などの維持管理経費が主な内容となります。

以上であります。

議案第 35 号

令和 4 年度安曇野市有明荘特別会計予算についてご説明いたします。

令和 4 年度 安曇野市の有明荘特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,047 万 6 千円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

本日提出、市長名であります。

それでは 2 ページをお願いいたします。

事項別明細書は、予算に関する説明書 10・11 ページです。

まず歳入であります。

1 款繰入金 1 項他会計繰入金 685 万 5 千円は、施設維持管理のため一般会計から繰り入れるものでございます。

2 款諸収入 1 項雑入は、有明荘に係る指定管理者からの施設使用料 362 万円、

3 款 1 項 繰越金は、前年度繰越金として千円を計上しました。

続きまして、3 ページ歳出をお願いします。事項別明細書は予算に関する説明書の 12・13 ページです。

1 款 1 項 施設事業費 1,047 万 6 千円の主な内容につきましては、施設維持に伴う修繕費及び工事請負費などであります。

説明は以上であります。

議案第 36 号

令和 4 年度 安曇野市水道事業会計予算 についてご説明いたします。

(総則)

第 1 条 令和 4 年度安曇野市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 3 万 9 千 100 戸
- (2) 年間総給水量 930 万 m³
- (3) 一日平均給水量 2 万 5 千 480 m³
- (4) 主な建設改良事業
主要管路整備工事 2 億 7 千 488 万円
既設管路(老朽管)更新工事 1 億 351 万円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- 第 1 款 水道事業収益 22 億 8 千 356 万 4 千円
第 1 項 営 業 収 益 20 億 1 千 627 万 3 千円
第 2 項 営 業 外 収 益 2 億 6 千 729 万 1 千円

支出

- 第 1 款 水道事業費用 19 億 4 千 16 万 1 千円
第 1 項 営 業 費 用 17 億 6 千 153 万 5 千円
第 2 項 営 業 外 費 用 1 億 6 千 862 万 6 千円
第 3 項 予 備 費 1 千万円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 12 億 2 千 544 万 8 千円は過年度分
損益勘定留保資金 6 億 6 千 860 万 1 千円、建設改良積立金 5 億円及び当年度分消費
税及び地方消費税資本的収支調整額 5 千 684 万 7 千円で補填するものとする。

収入

- 第 1 款 資 本 的 収 入 1 億 5 千 456 万 8 千円
第 1 項 負 担 金 1 億 278 万 6 千円
第 2 項 補 助 金 5 千 178 万 2 千円

支出

- 第1款 資本的支出 13億8千1万6千円
- 第1項 建設改良費 7億8千246万2千円
- 第2項 企業債償還金 5億9千755万4千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 は議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費 1億3千568万6千円を

(たな卸資産の購入限度額)

第7条は、たな卸資産の購入限度額を、2千500万円と定めるものです。

本日 提出 市長名でございます。

それでは、主な内容についてご説明します。

実施計画については、4ページになります。内容説明については、予算書の24・25ページをお願いします。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款1項営業収益の内1目給水収益は、18億4千136万7千円で、近年の傾向が減少方向にあることから、前年度と比べ1千472万9千円の減となっております。

続きまして、26ページをお願いします。

収益的支出になりますが、1款1項 営業費用につきましては、水道水の安定供給のために経常的に発生する費用として、人件費や施設の整備費などの他、減価償却費や資産減耗費を計上しています。R4年度予算額は19億4千16万1千円で、前年度と比べ4千375万1千円の増額です。増額の内容として、1目原水及び浄水費の節区分300 動力費1億8千917千円が 原油高騰の影響で前年比2千590万6千円増加しています。

28・29ページをお願いします。

2目配水及び給水費の節区分160 修繕費7千602万6千円が検定満期量水器の単価上昇等により前年度比2千140万1千の増額によるものです。

次に 30・31 ページをお願いします

2 款 営業外費用が 1 億 6 千 862 万 6 千円で、前年度比 2 千 434 万 6 千円の減額です。

このうち 1 目支払利息等は、1 千 339 万 8 千円の減額で、企業債の償還が進み、企業債残高が減少していることに伴い、減少しています。

次に 32・33 ページをお願いします。

続きまして

資本的収入及び支出の収入につきましては、

国・県道路改良に伴う工事費が減少したことにより前年度に比べ負担金が 1 千 354 万 3 千円の減少となっています。

続きまして 34・35 ページの資本的支出をお願いします。

1 款 1 項 建設改良費は、7 億 8 千 246 万 2 千円で、前年度と比べ 4 千 915 万 6 千円の増となっています。

主な内容としましては、1 目 配水設備工事費が、節区分 290 路面復旧費で豊科・明科地域整備事業において実施した管路整備に係る復旧工事の増によるものです。

2 項 企業債償還金は 5 億 9 千 755 万 4 千円で、前年度と比較し、114 万 1 千円の増額となっています。

説明は以上です。

議案第 37 号

令和 4 年度 安曇野市下水道事業会計予算についてご説明いたします。

(総則)

第 1 条 令和 4 年度安曇野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 排水戸数 3 万 1 千 600 戸
- (2) 年間総汚水量 859 万 1 千 m³
- (3) 一日平均汚水量 2 万 3 千 537 m³
- (4) 主な建設改良事業 犀川安曇野流域下水道事業建設負担金 1 億 3 千 416 万 9 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第 1 款 下水道事業収益 42 億 2 千 439 万 8 千円

第 1 項 営業収益 18 億 5 千 443 万 1 千円

第 2 項 営業外収益 23 億 6 千 996 万 7 千円

支出

第 1 款 下水道事業費用 36 億 4 千 330 万 3 千円

第 1 項 営業費用 31 億 3 千 727 万 7 千円

第 2 項 営業外費用 5 億 402 万 6 千円

第 3 項 予備費 200 万円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 17 億 4 千 52 万 2 千円は過年度分損益勘定留保資金 2 億 3 千 434 万 7 千円、当年度分損益勘定留保資金 8 億 6 千 217 万 5 千円、減債積立金 6 億 4 千 20 万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 380 万円で補填するものとする。

収入

第 1 款 資本的収入 10 億 542 万 1 千円

第 1 項 企業債 6 億 6 千 160 万円

第 2 項 負担金 2 億 9 千 562 万 1 千円

第 3 項 補助金 4 千 820 万円

支出

第1款 資本的支出 27億4千594万3千円

第1項 建設改良費 2億4千711万9千円

第2項 企業債償還金 24億9千882万4千円

(企業債)

第5条 企業債ですが、下水道施設の整備等のための下水道事業債について、その限度額を下水道事業債は1億7千60万円、資本費平準化債を4億9千100万円とし、また、利率の限度額を0.5%以内とするものです。

続く

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 は、

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合、営業費用からの流用を可能とするもの、また、

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条は、

議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、職員給与費7千181万7千円とするものです。

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 は、たな卸資産の購入限度額を、200万円と定めるものです。

本日 提出 市長名です。

それでは、主な内容についてご説明いたします。

実施計画については、40 ページになります。内容説明については、予算書の 58・59 ページをお願いします。

まず、収益的収入及び支出の収入について主な項目についてご説明します。

1項 営業収益のうち、1目の下水道使用料は18億2千429万円で、令和3年度の実績見込みに新規接続見込み分を加えて、前年度比654万7千円増額で計上いたしました。

次に、

2項 営業外収益のうち、1目の他会計負担金は、国の繰出規準に基づく一般会計からの繰入金で15億9千924万1千円

2目 長期前受金戻入は、水道事業と同様、資産の取得にあたり受け入れた補助金や受益者負担金等を、資産の減価償却に応じて、順次収益化する会計処理により発生するもので、7億7千028万2千円でございます。

60・61 ページをお願いします。

続いて収益的支出になります。

1款 1項 営業費用につきましては、安定的な汚水処理のため、経常的に発生する費用として、人件費や施設の管理委託費などのほか、減価償却費や資産減耗費など合計で 31億3千727万7千円でございます。

主な内容についてご説明します。

1目 管きょ費のうち、節区分130 委託料は、8千737万円で管渠等の維持管理業務に係る委託経費、下水道台帳データ更新業務に要する経費などで前年比2千434万3千円増額で計上しています。次に、63・64 ページをお願いします。

節区分250 負担金ですが、県に支出する流域下水道 維持管理負担金などで前年度比5千602万円増額の8億8千994万2千円でございます。続きまして、

64・65 ページですが、

1項 営業費用 7目 減価償却費が、18億6千020万6千円でございます。有形固定資産の減価償却費に加え、流域下水道の処理場及び幹線管きょ等の建設にあたり支出した負担金等を無形固定資産として整理し、有形固定資産と同様に減価償却を行っております。

次に66・67 ページをお願いします。

1款 2項 営業外費用につきましては、5億402万6千円で、このうち、1目の支払利息等につきましては、これまでに発行した企業債を計上しております。

次に、68・69 ページをお願いします。

「資本的収入及び支出」の収入でございます。

1款1項 企業債は、管きょ等の整備のために発行する下水道事業債と、起債償還の負担を平準化するため発行する資本費平準化債を併せ6億6千160万円、

2項 負担金は、受益者負担金と一般会計からの繰入金で、節区分10 受益者負担金は配水戸数が増加傾向にあるため配水戸数100戸、年間汚水数量を9万1千³増で見込み前年度比683万6千円増額で計上しています。

3 項 補助金 は、マンホールポンプ施設改築更新事業、下水道施設統廃合事業に伴う社会資本整備総合交付金で 4 千 820 万円です。

続きまして 70・71 ページの資本的支出をお願いします。

1 款 1 項 建設改良費は、2 億 4 千 711 万 9 千円でございます。

主な内容としましては、1 款 1 項 建設改良費 1 目 管きょ工事費ですが、節区分 130 委託料で明科地区・生野地区の汚水処理を犀川安曇野流域下水道処理区へ編入統合するための設計業務 6 千 876 万 1 千円を予定しています。

2 目 流域下水道事業費 1 億 3 千 416 万 9 千円は、流域下水道処理区域内の中継ポンプ場の耐水化対策工事、終末処理場の汚泥濃縮棟及び管廊の耐震工事等に係る負担金を支出するものです。 次に、

1 款 2 項 企業債償還金は 24 億 9 千 882 万 4 千円で、企業債の定期償還分でございます。

説明は以上です。

議案第 38 号

「債権の放棄について」ご説明いたします。

地方自治法第96条第1項第10号の規定により、債権を放棄することについて、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、放棄する債権の概要について説明いたします。

- 1 放棄する債権の債務者は、市内在住者です。
- 2 債権の名称は、生活保護法第78条の規定による徴収金です。
- 3 債権の額は、2件 計 1,649,379円になります。
- 4 債権の発生日は、1件目が平成24年12月28日、2件目が平成26年7月29日です。
- 5 債権発生理由は、生活保護法第78条の規定によります。

放棄の理由ですが、債務者は令和3年5月30日に死亡されました。債務者死亡後の相続人調査の結果、法定相続人全員が相続放棄をしたことにより、債権を回収する見込みがなくなったため、債権を放棄するものです。

本日提出、市長名でございませう。

議案第 39 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野しゃくなげの湯）ご説明します。

地方自治法 第244条の2第6項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 第6条第1項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

1 施設の名称

安曇野しゃくなげの湯

2 指定管理者の住所及び名称

あおいく
静岡県静岡市葵区千代田7丁目1番29号

株式会社 ユアーズ静岡

代表取締役 高田 学

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

本日提出、市長名であります。

公募による募集を行い、株式会社 ユアーズ静岡を選定したものでございます。

説明は以上であります。

議案第 40 号

市道の廃止について、ご説明いたします。

道路法第 10 条第 1 項の規定により、以下のとおり市道路線を廃止したいので議会の議決を求めるものです。

本日提出 市長名 でございます。

別紙（1 ページ）の市道廃止路線調書をご覧いただきたいと思います。

今回の廃止路線は、4 路線でございます。

路線の位置につきましては、2 ページから 5 ページの廃止路線位置図をご覧いただきたいと思います。

2 ページ、整理番号 1 の豊科 2182 号線につきましては、当該区域一帯が商業施設への開発行為に伴う道路新設による市道の終点変更による廃止となります。

3 ページ、整理番号 2 は、この度廃止する市道豊科 3510 号線は、地元区の農業団体が農道として整備したい申し出があることから、現地を確認したところ沿線の利用状況、道路幅員等農道として管理することが適当と認められることから市道廃止を行うものであります。

4 ページ、整理番号 3 の穂高 0178 号線につきましては、道路管理者の変更に伴い市道廃止を行うものです。

本件道路は、合併前の穂高町時代に町道認定したものでありますが、一級河川の堤防道路で、市が管理する必要がないため長野県安曇野建設事務所と市道廃止に向けた協議を進めてまいりました。

今後においては、安曇野建設事務所が維持管理を行うものとして調整が図れたことから市道廃止を行うものであります。

5 ページ整理番号 4 の三郷 1152 号線につきましては、一般の利用がなく今後も見込まれないため、市が市道として管理する必要性がないことから市道廃止を行うものです。

以上であります。

議案第 41 号

市道の認定について、ご説明いたします。

道路法第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので議会の議決を求めるものです。

本日提出 市長名 でございます。

別紙（1 ページ）の市道認定路線調書をご覧いただきたいと思います。

今回の認定路線は 3 路線でございます。

路線の位置につきましては、2 ページから 4 ページの認定路線位置図をご覧いただきたいと思います。

2 ページの整理番号 1 の豊科 2260 号線は、商業施設の開発行為に伴い新たに築造された道路であり、市道として管理すべき道路でありますので、市道認定するものであります。

3 ページの整理番号 2 及び 4 ページ整理番号 3 は、いずれも宅地造成に伴い新たに築造された道路であり、市道として管理すべき道路でありますので、市道認定するものです。

以上であります。

議案第 42 号

安曇野市・松本市山林組合理約の変更について、ご説明いたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、安曇野市・松本市山林組合理約を別紙のとおり変更する。

本日提出 市長名です。

変更の理由及び内容を申し上げます。

安曇野市豊科田沢にあります 217 筆の山林を管理経営するため、安曇野市及び松本市において一部事務組合を組織し、安曇野市松本市山林組合を運営しております。

当山林組合の運営等を定めた、本規約の第3条に、組合の共同処理をする事務を規定しており、管理経営する山林の所在地番とその面積を記載しております。

このたび、長野県が実施いたしました、国道 143 号線の歩道整備事業に伴い、当組合が所有いたします山林の一部を、歩道の用地に提供したために、経営面積が 300 平方メートルほど減少いたしました。

この減少しました、面積の記載変更が今回の変更の理由でございます。別紙をお願いいたします。

安曇野市松本市山林組合理約

第3条中 「293 万 1888.6 平方メートル」 を
「293 万 1588.6 平方メートル」 に改めます。

また、別表中の 「8071-1 2 万 217」 を
「8071-1 1 万 9917」 に
「293 万 1888.6」 を
「293 万 1588.6」 に改めます。

付則でございますが、

地方自治法（286条第1項及び290条）の定めにより、本規約の変更についての議案議決後に、長野県知事に規約変更を申し出、許可を受ける必要があるため、施行日につきましては、その許可の日からとしております。

説明は以上です。